

本号で公布された条例のあらまし

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（装備課）

一 趣旨

警察法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、警察官に支給するスカートを廃止するとともに、支給する被服の品目を見直す等するための改正

二 内容

- (一) スカートの廃止
- (二) 支給する被服の品目の見直し

(例)

現行	改正後
冬ワイシャツ 合ワイシャツ	制服用ワイシャツ

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和七年七月四日